

狩猟事故の防止について

1 狩猟事故の防止について

- ・令和5年度の岡山県における狩猟事故は11件発生しています。
- ・うち6件は止め刺し時の事故、4件は狩猟中の転倒による事故、残り1件がわな設置中の事故であり、安全確保の徹底が課題となっています。
- ・過去には、止め刺し時にくくりわなのワイヤーが切れたため、捕獲獣に逆襲された事故や、保定具が外れて逆襲された事故が報告されており、普段からわな等の点検を徹底する必要があります。
- ・全国的にも、今なお銃器の基本的な取り扱いにおける過失による事故も発生しているため、猟期前に射撃練習を行うなど、事故防止に努めてください。

表1 岡山県における狩猟事故発生件数の推移 (提供：岡山県猟友会)

| 年度 区分 | 平成 25 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和 元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 他損事故 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 自損事故 | 14 | 5 | 5 | 8 | 4 | 8 | 15 | 8 | 7 | 10 | 11 |
| 合 計 | 14 | 5 | 5 | 8 | 5 | 8 | 15 | 11 | 9 | 10 | 11 |

表2 岡山県における狩猟事故（自損）の事例（一部） (提供：岡山県猟友会)

| No. | 狩 猟 事 故 の 概 要 |
|-----|---|
| 1 | イノシシ用の捕獲檻の仕掛けをセットしていた際、入り口の安全棒が外れ、落ちてきた檻の扉が足首を直撃し、負傷した。 |
| 2 | くくりわなにかかったイノシシの止め刺しをしようとしたところ、わなから外れたイノシシに襲われ、下半身を負傷した。 |
| 3 | くくりわなの確認に行ったところ、足下の植物に足を取られ、転倒し、右膝を負傷した。 |
| 4 | くくりわなにかかったイノシシの止め刺しを行うため、装薬準備をしていたところ、わなのワイヤーが切れてイノシシに襲われ、左足を負傷した。 |
| 5 | 捕獲したイノシシを軽トラックに積み込み、標識等の回収忘れがないか確認のため一度軽トラックを離れた後、戻ってきた際にツタに足を取られ、軽トラックの側面に頭を打ち付けてしまい、負傷した。 |
| 6 | くくりわなにかかったイノシシを固定し、ナイフで止め刺しを行おうとしたところ、首を振ったイノシシの牙が右手に刺さり、負傷した。 |
| 7 | くくりわなの発信機が鳴ったため、わなにかかった獲物を確認しようとしたところ、ワイヤーを千切ったイノシシに襲われ、負傷した。 |
| 8 | くくりわなにかかったイノシシをナイフで止め刺ししようとしたところ、イノシシが暴れ、ナイフが手の甲に刺さり負傷した。 |

法令順守の徹底について

狩猟者の守るべき事項や注意が必要な事項を再度必ず確認してください。

| 主な違反事例 | 守るべき事項 注意が必要な事項 |
|--|--|
| <p>【網猟・わな猟】</p> <p>使用している網やわなに、標識が設置されていない。</p> | <p>猟に使用する網やわなには、その使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を縦横1cm以上の大きさの文字で書いた標識を設置してください。</p> |
| <p>【わな猟】</p> <p>鳥獣保護管理法で禁止されているくくりわなが使用されている。</p> | <p>イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合に使用できるくくりわなの条件（岡山県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輪の直径が15cm以下のもの ・ 締付防止金具を装着しているもの ・ よりもどしを装着しているもの ・ ワイヤーの直径が4mm以上のもの |
| <p>【わな猟】</p> <p>狩猟が禁止されている公道付近にくくりわなが設置されている。</p> | <p>わな猟の場合、わなが公道以外の所に設置されていても、わなにかかった獲物が公道にはみ出す場合は、公道での狩猟と見なされ、違法となります。</p> |
| <p>【銃猟・わな猟】</p> <p>捕獲した鳥獣が、捕獲した場所に放置されている。</p> | <p>捕獲した鳥獣の残滓（個体の全部又は一部）は、全量を回収するか、又は適切に埋設処理することが基本で、捕獲した場所に放置してはならないこととされています。</p> |
| <p>【銃猟】</p> <p>住居集合地域等や公道などで銃を発砲している、もしくは公道に向かって発砲している。</p> | <p>法律では、住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者の集合する場所においては、銃猟をしてはならないとされています。また、弾丸が公道の上を通過する場合も、公道における銃猟とみなされます。</p> |

【主な罰則規定】

鳥獣保護管理法に違反して野生の鳥獣を捕獲したり、違法なわなを設置するなどした場合は、法の罰則規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されるとともに、狩猟免許の取り消し処分とする場合もありますので、法令順守の徹底をお願いします。